

行政法〔第3版〕

稲葉 馨 = 人見 剛 = 村上裕章 = 前田雅子

2015年3月刊 / 394頁 / 本体2600円 + 税
A5判 / 並装



編集
担当者
から

2014年の行政不服審査法の抜本的改正を機に、定評の“リークエ行政法”の第3版を刊行しました。

本書の初版は2007年に刊行しました。今回を含む2回の改訂では、新判例や法改正への対応にとどまらず、全編にわたる見直しを行い、記述内容の充実や叙述のわかりやすさの点からも、より完成度の高い1冊となりました。

本書は、本文約350頁とコンパクトながら、行政法総論から救済法まで、法学部で学ぶに不足のない十分な情報が盛り込まれています。それだけに、一見文字がぎっしり詰まっていて、そっけない印象を受けるかもしれませんが、ぜひ、腰を据えて読んでみてください。論理の筋道を丁寧にたどった説明で、行政法の理解が深まります。

本書とじっくり向き合って、実力を養っていただければ幸いです。(Z)

Point!

P

Column (約30件) と 判例 (約40件) も必読!

第3章 行政の手段・制度

対象が、本法に基づく開示請求の対象となる「行政文書」に該当しないとき、(i)開示請求に係る行政文書を、請求された行政機関が保有していないとき(文書不有)、(ii)いわゆる「存在応答拒否」(グロマー拒否)を理由とする場合(8条)などがある。たとえば、特定個人の関係への入所歴を記載した行政文書の開示請求(仮称「思春期拒否」)に対し、1号情報該当を理由に不開示とした場合、入所歴があることがわかってしまい、それ自体が、1号情報を開示することになるときのように、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否か」を答えるだけで、不開示情報を開示することとなること、存在自体を応えられないとして不開示決定を行う場合に当たるとする。

なお、不開示決定の取消訴訟における主張立証責任について、判例は一般に、不開示事由該当性に係る主張立証責任は対象機関(実施機関)側にあるとしている(大阪府条例に関する事案であるが、最判平成6・2・8民集48巻2号255頁参照)が、他方、行政文書の(物理的)保有(文書の存在)に係る主張立証責任は請求者側にあるとされている(最判平成26・7・14判時2242号51頁(神奈川訴訟「密約」文書開示請求事件))。前者では、公開原則の例外、すなわち開示請求権の成立を妨げる事由が問題となっているのに対し、後者では、当該行政文書の「保有」という、「開示請求権の成立要件」が問題となっていることが、そのような違いをもたらした要因であろう。ただし、不開示決定時における保有の事実を直接に立証できなくとも、ある時点における作成・取得の事実を立証することによって、決定時に保有していたことの(事実上の)「推定」が認められることもある(結論的には推定を否定しているが、前掲最判平成26・7・14及びその後案・東京高判平成23・9・29判時2142号3頁参照)。

Column 3-1 インカメラ審理

開示請求に対する処分行為の決定に不服がある者は、行政不服審査法の定めるところにより審査請求を行うことができるが、その裁決すべき行政行為は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければならない(行政機関情報公開法19条1項)。なお、独立行政法人等情報公開法19条1項、後述する行政機関個人情報保護法43条1項および「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」(2005年4月1日施行。以下、「独立行政法人等個人情報保護法」とする)43条1項にも同様な定めがある。同審合は、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」によって内閣府に置かれる15人

第2節 情報の管理・公開・保護制度

の委員からなる合議制機関であり、通例、3人の委員で構成される部会で調査審議を行うが、その際、非公開で審議に開示請求の対象となっている行政文書等を見る(見分る)ことのできる特例。すなわち「インカメラ審理の特例」を与えられている(同設置法9条1項)。なお、公文書管理法28条により設置される公文書管理委員会にも同様な特例が認められている(同法22条)。これにより、第三者的・中立的な立場から判断を加えて客観的で合理的な判断をかけるという同審合の役割が、より十分に果たされることになる(なお、合議制審議に当事者参加の取組を行う場合には、合議制審議情報公開・個人情報保護審査会が調査審議に当たる)。

これに対し、訴訟手続においてはインカメラ審理を認める明文規定が存在しない。最決平成21・1・15民集63巻1号46頁(145)は、「情報公開訴訟において証拠調べとしてのインカメラ審理を行う」ことは、訴訟で用いられる証拠は当事者の主張・陳述を基にしたものに限られるという「民事訴訟の基本原則」に反するから、明文の規定がない限り、許さない」としている。訴訟手続にインカメラ審理を導入することについては、従来、憲法82条(裁判の公開原則)との関係で議論を惹起する見解も存在したが、本決定はそのような見解を否定しているように思われる(確定意見では、憲法82条に違反しない判断がなされている)。ちなみに、2011(平成23)年4月に国会に提出された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)」は、本例に基づき場合も含め、インカメラ審理(「有関係目録証拠調べ」)を導入することとしていたが、翌年の衆議院解散により廃案となった。

＜裁判＞ 最判平成13・7・13民集48巻8号24頁

(昭野市自治体情報公開事件)

【事実】国の機関である昭野市役所職員は、昭野市議会18条2項により、市上自治体第5次委員会(昭野市議会)の議事録(昭野市議会)について昭野市議会に提出し、昭野市議会が当該議事録を公開している旨の通知を受けた。これに対し、昭野市情報公開条例に基づいて、当該市議会の地下に設置される予定の「昭野市情報公開センター」(AWOC)に関する昭野市の建設費及び建設申請に関する資料の公開を求める請求がなされたところ、昭野市長がその一部を公開する決定を行ったため、昭野市がその取消しを求めた。上告審理。

【判旨】「昭野市」国は、本文書の公開によって昭野市が所有する昭野市の内部関係等が明らかになると、昭野市長の裁量による昭野市の建設費の増大に資する昭野市の財政の健全性が損なわれるなど、昭野市の所有物として昭野市の利益が侵害されることを理由として、昭野市長の決定を

164

165